平成２５年（フ）第１１９２号
名古屋市緑区浦里４丁目19番地　県営鳴海住宅１街区１棟310号
債務者　佐藤さおり
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０２６号
名古屋市中川区荒子１丁目203番地　プラティークあらこ207号
債務者　齊藤　　忍
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８２８号
名古屋市瑞穂区片坂町３丁目８番地　コーポ千秋101号
債務者　假屋　博次
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９２９号
大阪市東淀川区東淡路２丁目４番５―704号
債務者　長家三和子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１１７号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目４番25―702、前住所大阪府東大阪市池島町２丁目４番９号
債務者　今城　利佳
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４５６号
大阪府高槻市赤大路町38番30号
債務者　大槻みゆき
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４７１号
大阪市平野区喜連４丁目６番27号ファミール喜連103号
債務者　野田　徳子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６６６号
大阪府高槻市東五百住町３丁目24番20号
債務者　屋代﨑正利
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７４０号
大阪府東大阪市花園本町１丁目12番７号　花園ＫＳマンション202
債務者　北園由香利
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７５３号
大阪府東大阪市横小路町５丁目１番14―307号
債務者　松岡　奈美
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７８９号
大阪市浪速区大国１丁目10番23号　サンライズコーポ105号
債務者　芝野　正伸
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７９２号
大阪府箕面市箕面８丁目18番32号
債務者　上田　麗子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８０２号
大阪市淀川区十三東２丁目６番26号　ボナール神津Ⅱ302号
債務者　田川　真義
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０２４号
大阪府枚方市田口１丁目38番３―101、住民票上の住所大阪府枚方市田口１丁目38番３―11号
債務者　小杉山　恵（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１０１号
大阪府高槻市芝生町２丁目10番６―203号、住民票上の住所大阪府高槻市奈佐原２丁目７番６―103号
債務者　森　　一彦
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１０２号
大阪府茨木市真砂１丁目６番８号　メゾン辻101号
債務者　乾　　正幸
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１１５号
大阪市東淀川区豊里４丁目５番13―201号
債務者　古藤　悦子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部